

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成27年 5月22日
【会社名】	株式会社ヨンドシーホールディングス
【英訳名】	YONDOSHI HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 秀典
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719 - 3429
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員業務担当 岩 森 真 彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719 - 3429
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員業務担当 岩 森 真 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成27年5月21日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年5月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額  
1株につき金16円 総額443,353,600円

ロ 効力発生日

平成27年5月22日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。

また、取締役の責任免除及び責任限定契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を新設するため、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、木村祭氏、鈴木秀典、宮本聡、瀧口昭弘、岩森真彦、久留米俊文、西村政彦及び細田信行の8氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、田坂英二、上村信彦、藤森友明及び神垣清水の4氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、年額216,000千円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額24,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	232,978	59	1	(注)1	可決(98.94%)
第2号議案 定款一部変更の件	231,894	1,144	-	(注)2	可決(98.48%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く)8名選任の件					
木村 祭氏	230,811	2,091	136	(注)3	可決(98.02%)
鈴木 秀典	232,656	246	136		可決(98.81%)
宮本 聡	232,656	246	136		可決(98.81%)
瀧口 昭弘	232,655	247	136		可決(98.81%)
岩森 真彦	232,656	246	136		可決(98.81%)
久留米 俊文	232,655	247	136		可決(98.81%)
西村 政彦	232,656	246	136		可決(98.81%)
細田 信行	232,637	265	136		可決(98.80%)
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
田坂 英二	231,095	1,807	136	(注)3	可決(98.14%)
上村 信彦	232,638	264	136		可決(98.80%)
藤森 友明	232,639	263	136		可決(98.80%)
神垣 清水	232,628	274	136		可決(98.79%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く)の報酬等の額設定の件	232,894	144	-	(注)1	可決(98.91%)
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額設定の件	232,861	177	-	(注)1	可決(98.89%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上